

居宅介護支援事業所への介護予防支援の指定拡大に係るQ&A

R8.8.3

I. 事業所指定に関すること					
			質 問	回 答	備考
1	法人登記		指定申請と一緒に提出する法人の登記事項における「目的」欄に、「介護保険法に基づく介護予防支援事業」等の記載は必要か。	指定申請の提出書類とする登記事項証明書については「目的」欄に「介護保険法に基づく介護予防支援事業」等の記載があるものを提出すること。	R7.11.21 ケアマネジメント 支援研修会
2	運営規定		運営規定は「居宅介護支援」と「介護予防支援」一体として作成してよいのか別々にすべきか。	一体で作成しても別々で作成しても構わない。一体で作成する場合は、「居宅介護支援」と「介護予防支援」のサービス内容が分かるように記載すること。	R7.11.21 ケアマネジメント 支援研修会
3	指定期間		居宅介護支援の指定有効期間と介護予防支援の指定有効期間は同じなのか、別なのか。別の場合、今後の更新の際は指定の有効期間は合わせられるのか。	指定有効期限は6年とする。指定のタイミングで有効期間は別となるため、それぞれの指定の有効期間満了日ごとに更新申請が必要となる。合わせることは想定していない。	R7.11.21 ケアマネジメント 支援研修会
4	申請・指定の時期		令和8年度以降に介護予防支援の指定を申請したい場合の流れについて。	受付開始時と提出する書類は変更なし。年2回(7月、3月)の指定となる。7月の指定であれば、1月2日～5月1日まで、3月の指定であれば、5月2日～1月1日までに書類を提出すること。	R7.11.21 ケアマネジメント 支援研修会
5	市外事業者の指定		なんらかの理由で住民票は奥州市で現住所が市外の場合、市外の居宅介護支援事業所の直接契約は可能なのか。可能な場合、指定にはどのくらいの期間がかかるのか。	直接契約をするためには市外の居宅事業所が奥州市から指定を受ける必要がある。指定のスケジュールは市内の居宅支援事業所の指定と同じとなる。	R7.11.21 ケアマネジメント 支援研修会
II. 給付管理に関すること					
			質 問	回 答	備考
1	支援事業所届出について	①	直接契約後に介護予防⇔介護予防ケアマネジメントを行き来する場合、介護予防サービス計画作成依頼届出書は毎回届け出ないといけないのか。	行き来する場合は毎回届出が必要。	R7.11.21 ケアマネジメント 支援研修会

		②	(3者契約の場合)介護予防⇔介護予防ケアマネジメントを行き来する場合、いつまでに届け出なければいけないのか。また、介護予防・介護予防ケアマネジメント両方の届け出は居宅介護支援事業所が届け出るのか地域包括支援センターが届け出なければいけないのか。	行き来することが判明したら速やかに届出を提出すること。提出のタイミングによっては月遅れ請求となる。両方の届出は想定しておらず、介護予防の届出は居宅介護支援事業所、介護予防ケアマネジメントの届出は包括支援センターが届出を提出する。	R7.11.21 ケアマネジメント 支援研修会
		③	(2者契約の場合)上記のような場合はどのような流れになるのか	2者契約の場合は契約の結びなおしが生じるため、介護予防⇔介護予防ケアマネジメントの行き来が想定される利用者については3者契約とし、介護予防ケアマネジメントになっても委託を受けることを推奨する。なお、総合事業については自己作成での処理ができないため、留意すること。	R7.11.21 ケアマネジメント 支援研修会
		④	3者契約をした場合の『居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称または地域包括支援センターの名称』はどのような印字になるのか。	介護保険証の印字については主体となる事業所が記載されるため、従来どおりとなる。	R7.11.21 ケアマネジメント 支援研修会
		⑤	介護予防⇔介護予防ケアマネジメントを行き来する場合、介護保険被保険者証と介護予防サービス計画作成依頼届出書を同時に提出しなければならないのか。	介護保険証に記載が必要になるため、同時に提出すること。	R7.11.21 ケアマネジメント 支援研修会
2	初回加算		居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから委託を受けて介護予防サービス計画を作成していた利用者について、指定を受け直接介護予防を提供する場合、初回加算は算定できるのか。	算定可能である。なお、初回加算は指定介護予防支援事業者として新規で介護予防サービス計画を作成する手間を評価するものであるため、お尋ねの事例においては、原則として改めてアセスメント等を行った上で介護予防サービス計画を作成する必要がある。	令和6年度介護報酬改定に関する Q&A(Vol.3)問7

3	委託連携加算		居宅介護支援事業所が直接契約して初回加算を算定した後、介護予防ケアマネジメントに移行したため、地域包括支援センターからの委託を受けて当該居宅介護支援事業所が介護予防ケアマネジメントを提供する場合、初回加算及び委託連携加算は算定できるのか。	いずれも算定できない。 初回加算は、新規に介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供を開始した際に算定できるものであり、移行前に同じ事業所がサービス提供を行っている場合は新規の開始ではないため、算定要件は満たさない。 委託連携加算は、地域包括支援センターから新規に介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを委託する際、関係書類(依頼書、認定情報)を提供した場合に算定できる。 今回のケースは実質的な新規委託ではなく、移行前から当該利用者の認定情報を把握していることから、連携と認められるほど情報提供が発生しないため、算定要件は満たさない。	
4	基本報酬		単位数はいくらになるのか。また、奥州市の居宅介護支援事業所は、特別地域介護予防支援加算(所定単位の15%)、中山間地域等における小規模事業所加算(所定単位の10%加算)、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(所定単位数の5%)は算定できるのか。	地域包括支援センターは介護予防支援費(Ⅰ)442単位を、居宅介護支援事業所は介護予防支援費(Ⅱ)472単位となる。 また、指定居宅介護支援事業所として特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定している場合は、指定介護予防支援においても算定可能である。	

Ⅲ. 利用者との契約に関すること

			質 問	回 答	備考
		①	奥州市は二者契約・三者契約どちらを進めていくのか。	利用者の適切なサービス選択の支援を継続的に行う観点から、介護予防支援については居宅介護支援事業所が、介護予防ケアマネジメントについては利用者の住所地を担当する地域包括支援センターが契約した上で、同センターから居宅介護支援事業所が業務委託を受ける旨の三者契約を締結する方法を推奨する。	
		②	契約書、重要事項説明書等のひな形は奥州市ホームページに掲載するのか	市ホームページ「【事業者向け】介護予防支援・予防ケアマネジメント参考様式例(三者契約用)」 https://www.city.oshu.iwate.jp/kaigo/yoshiki/1/17746.html に掲載している。	市ホームページ ページID: 17746

1	契約について	③	重要事項説明、契約書、個人情報利用同意書にはそれぞれ押印が必要か。	氏名については原則自署とし、押印は不要。 なお、利用者への説明、同意、契約に関しては支援経過にも記録し、運営指導等の際に提示できるようにすること。 ※押印についてのQ&A(R2.6.19内閣府・法務省・経済産業省) 問1)契約書に押印をしなくても、法律違反にならないか。 答)・私法上、契約は当事者の意思の合致により、成立するものであり、書面の作成及びその書面への押印は、特段の定めがある場合を除き、必要な要件とはされていない。 ・特段の定めがある場合を除き、契約に当たり、押印しなくても、契約の効力に影響は生じない。	
		④	居宅介護支援事業所又は利用者が二者契約を選択した際、介護予防⇔介護予防ケアマネジメントを行き来する場合には、その都度居宅介護支援事業所や地域包括支援センターとの契約を取り直さないといけないのか。	介護予防支援から介護予防ケアマネジメントになった場合、またその逆の場合は、利用者と地域包括支援センター、利用者と居宅介護支援事業所との契約がその都度必要となる。 あらかじめ、利用者、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの三者での契約を締結することで、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント切り替え時の契約漏れを防ぐことができる。	
		⑤	現在、介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託している利用者が当該居宅介護支援事業所と二者契約を締結した後、介護予防ケアマネジメントの対象となった場合、再度地域包括支援センターとの契約は必要か。	二者契約の場合は、再度地域包括支援センターとの契約を締結する必要がある。	

		⑥	三者契約時、地域包括支援センターが同行訪問する必要があるか。	介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所が、初めて利用者と契約する場合は必要。ただし、地域包括支援センターから一部委託を受けた居宅介護支援事業所としてケアプランを作成している利用者に対し、新たに指定介護予防支援事業者として契約する場合の同行は不要。	
		⑦	(居宅介護支援事業所が三者契約を選択した場合)地域包括支援センターに家族・本人が来所し、介護予防支援を受けたいと相談があり、指定介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所の担当を希望された場合。万が一のために地域包括支援センターも契約を行ってよいのか。	居宅介護支援事業所が「介護予防支援」を提供する場合、地域包括支援センターは「介護予防ケアマネジメント」となった場合に利用者との契約を行うことになる。奥州市では、契約手続きの漏れ防止及び介護予防支援と介護予防ケアマネジメントとの移行時のスムーズな対応を図る点から、三者契約の締結を推奨してる。	
		⑧	(居宅介護支援事業所が三者契約を選択した場合)地域包括支援センターに家族・本人が来所し、介護予防支援を受けたいと相談があり、指定介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所の担当を希望された場合、どのような流れになるのか。	相談を受けた地域包括支援センターから家族・本人が希望する居宅介護支援事業所に連絡し、重要事項説明と契約手続きについて調整の上、支援を進められたい。	

IV. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関すること

			質 問	回 答	備考
1	評価・プラン作成		現在、介護予防支援を委託している利用者が、委託先の居宅介護支援事業所と直接契約を結ぶ場合、居宅介護支援事業所は地域包括支援センターに評価表等を提出しなければならないか。また、介護予防サービス・支援計画書は再度作成が必要か。	現在委託契約を行っている利用者が居宅介護支援事業所と直接契約を結ぶ場合、委託契約が解除されるため、居宅介護支援事業所は地域包括支援センターに対して評価表の提出が必要となる。 また、直接契約を結んだ居宅介護支援事業所は、介護予防サービス・支援計画書の再作成が必要。この場合、初回加算を算定するためには、原則として改めてアセスメント等を行った上で計画を作成する必要がある。	本Q&AⅡ-2初回加算
2	介護予防ケアマネジメント		介護予防支援と介護予防ケアマネジメントを行き来するケースについて、介護予防ケアマネジメントの場合は、介護予防サービス・支援計画書への地域包括支援センターの意見記入は必要か。また、評価表への意見記入も必要か。	介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センターからの委託により居宅介護支援事業所が提供する場合、介護予防サービス・支援計画書及び評価表への地域包括支援センターの意見記入が必要。	

3	地域包括支援センターの一定の関与		指定介護予防支援事業所への地域包括支援センターの一定の関与とは何を指すのか。	指定介護予防支援を行う居宅介護支援事業所は、介護予防支援の適切かつ有効な実施のために必要があるときは、地域包括支援センターに対し、必要な助言を求められることができることとされている。 また、地域包括支援センターにおける包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に「介護予防サービス計画の検証」が追加された。奥州市では、市が開催している「奥州市自立支援型地域ケア会議」を活用し、保険者と地域包括支援センターが関与しながら、多様な専門職による多角的な視点からの検証を行うことを想定している。	
4	サービス提供困難時の対応		「サービス提供困難時の対応」として、「利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない」とあるが、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所同士で紹介を行ってもよいのか。また、その他必要な措置を講じなければならないとはどのような措置を考えているのか。	介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所同士で紹介を行うことは可能。利用者に対して、自ら提供が困難であると認めた場合には適切な事業所を紹介し、利用者のニーズに対応できる体制を確保すること。 なお、その他必要な措置として、利用者の居住地を担当する地域包括支援センターに相談して最適な支援方法を協力して検討すること、紹介先の指定介護予防支援事業者と合同で評価を実施して適切な支援策を検討することなどが考えられる。	